

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 3 5 3 号)

平成 1 7 年 2 月 1 4 日

横情審答申第353号

平成17年2月14日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成16年6月10日環保水第52号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成15年度特定事業場等の立入調査に基づく行政措置等について（第
期）（平成15年度環保水第291号）」の一部開示決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成15年度特定事業場等の立入調査に基づく行政措置等について（第 期）（平成15年度環保水第291号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成15年度特定事業場等の立入調査に基づく行政措置等について（第 期）（平成15年度環保水第291号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成16年4月6日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号アに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）や横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）等に基づき立入調査を行った事業場について、行政指導を行う方針を決裁したものである。
- (2) 水質汚濁防止法第13条の規定に基づき実施機関は、排水水を排水する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適しない排水水を排水するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水水の排水の一時停止を命ずることができることになっている。通常、立入調査を行った事業場に対する行政指導は事業場等に事情を聴聞した上で行う。その後、万一、行政指導に従わない場合には改善命令等の不利益処分を行うが、その際には弁明等の機会を設定し、行政措置を行う。
- (3) 横浜市は、水質汚濁防止法第13条の運用については内規を定め、行政指導として行う改善指導の対象となった事業者が改善指導に従わない場合には、同法第13条に基づく改善命令を発し、公表の対象としてきた。
- (4) 本件の場合において違反の程度が内規の区分で行政指導の範ちゅうに該当し、改

善される見通しがあることから改善命令の発動は留保している。

- (5) したがって、このような情報を公表すると、事業者の信用失墜などによる商取引などに影響を与え、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」との判断から、行政指導の時点では公表等は行わず、その後、弁明等の機会を設定した上で改善命令等の不利益処分を行った際に事業者を公表することとしている。
- (6) また、本件は、改善指導の対象としているものが「行政処置評価ランク表」における「健康項目に係る排水基準違反があり、その程度が大きい若しくは環境に著しく被害を及ぼしている。」(ランクD)又は「排水基準違反があり、排水処理施設等を根本的に見直す必要がある。」(ランクC)ではなく、「排水基準違反があるが、違反の項目、違反の程度が軽微若しくは既に改善の実施または途中である。」(ランクA')のために、ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」には該当しないものと判断した。
- (7) したがって、今回、法人名及び法人の所在地が判明できる情報については、条例第7条第2項第3号アに該当するものとして非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分のうち、法人名及び法人の所在地を非開示とした部分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 環境保全局公害対策部水質地盤課(以下「水質地盤課」という。)の担当職員は、法人名を非開示とする根拠規定として条例第7条第2項第3号アに該当すると説明し、根拠規定を適用する理由として、「現在指導中の行政措置に関する情報であり、開示することによって、当該法人の正当な利益が損なわれるおそれがあるため」としているが、これは不当な根拠である。なぜならば、条例第7条第2項第3号のただし書には、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定してあるからだ。水質汚濁は「公害」であり、人の生命、健康、生活、財産に悪影響を与えるからこそ水質地盤課は基準に違反した事業場の事業者に対し、行政指導をするのだから、このただし書を適用することが妥当であると申立人は主張する。

- (3) 条例第7条第2項第3号アを根拠規定とするのではなく、むしろ、第7条第2項第6号アの規定を適用するのならば、まだ納得もできようというものだ。しかし、水質地盤課の担当職員は「法人名・所在地を公表すると違反事業者が不利益を受ける」との一点張りの理由を繰り返し説明している。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、水質地盤課において、水質汚濁防止法第22条及び横浜市生活環境の保全等に関する条例第154条の規定に基づく立入調査を行った結果、基準違反があった事業場に対し行政指導を行うことを決定する決裁文書であり、起案用紙、起案本文、行政措置評価ランク表、平成15年度第 期定期立入違反評価表、ヒアリング日程表及び事業場への通知文案で構成されている。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている法人名及び法人の所在地を開示すると当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号に該当するとしている。

ウ 実施機関では、立入調査に基づき行政措置を行うに当たり内規として行政措置評価ランク表を定めている。行政措置評価ランク表には、ランクDの一時停止命令からランクAの措置なしまでの6段階があり、本件申立文書に記録されている8事業場はA'の文書指示（排水基準違反があるが、違反の項目、違反の程度が軽微若しくは既に改善の実施または途中であるもの）に該当している。

また、実施機関では、行政指導の段階では公表等は行っておらず、行政指導に従わない場合には、改善命令等の行政処分を行い、法人名を公表することとしている。

本件申立文書に記録されている法人名及び法人の所在地の情報は、行政指導の段階のものであり、改善命令等の行政処分は行われていないため、実施機関の公表対象には当たらないものである。

エ 本件申立文書に記録されている法人名及び法人の所在地の情報を公にすると、当該法人が排水基準違反を行ったことが明らかとなり、信用失墜を招き、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性を否定できない。行政指導段階において、このような情報を公にすることは、法令違反があり、改善に従わなかった法人を公表するという実施機関の運用に比して、当該法人には厳しいものであると認められる。

したがって、法人名及び法人の所在地の情報は、本号アに該当する。

(3) 条例第7条第2項第3号ただし書の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号ただし書では、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、条例上保護すべき法人等に関する情報であっても、公益上の必要性が認められる場合は開示することを規定している。

ここで規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、一般的に、事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報を指すと考えられる。

イ 本件申立文書に記録された情報は、「排水基準違反があるが、違反の項目、違反の程度が軽微若しくは既に改善の実施または途中であるもの」であることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは言えず、本号ただし書に該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第3号アに該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年6月10日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成16年6月25日 (第38回第一部会) (第39回第二部会)	・諮問の報告
平成16年7月2日 (第286回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年12月17日 (第52回第一部会)	・審議
平成17年1月7日 (第53回第一部会)	・審議
平成17年1月21日 (第54回第一部会)	・審議